

午前10時00分 開会

議長（野口哲男君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第7号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する各常任委員会及び決算特別委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次御報告願います。

（厚生消防委員会委員長・萩野忠好君登壇）

厚生消防委員会委員長（萩野忠好君） それでは、厚生消防委員会より委員長報告をさせていただきます。

去る9月6日の本会議において、厚生消防委員会に付託を受けました議第61号平成22年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分外6件について、9月14日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について報告いたします。

初めに、議第61号平成22年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分についてであります。

高齢者福祉課関係部分についてであります。当局より、消防法施行令の改正に伴い、小規模介護施設に義務づけられたスプリンクラーの整備費用として国より交付を受け、これを財源とし対象施設へ助成を行うものとの説明がありました。委員より、介護施設のスプリンクラー設置状況等の質問があり、当局の説明を受け、これを了とした次第であります。

続きまして、保健医療課関係部分についてであります。当局より、ことし12月に開設予定の別府市保健センターの今年度における施設管理費及び開設に伴う行事に要する経費を計上するものであるとの説明があり、委員より、医療廃棄物に要する経費の負担について質問があり、当局より、施設使用者が負担するとの説明を受け、これを了とした次第であります。

そのほか消防本部関係部分についても、当局説明を適切妥当とし、最終的に議第61号平成22年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分については、それぞれ採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第64号平成22年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入として、平成21年度保険給付費の確定に伴い、交付不足となりました支払基金及び県からの交付金の追加、歳出として、平成21年度に国などから交付された額の超過分の返還及び予備費を計上するものであるとの当局説明があり、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、議第65号平成22年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。4月、5月中に徴収した平成20年度並びに21年度の保険料を繰越金額確定後に、平成22年度後期高齢者医療広域連合への負担金として納付するためとの当局説明があり、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議第68号別府市保健センターの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。保健センターの設置、施設の貸し出し、使用料等について条例を制定するとの当局説明がありました。委員より、施設の概要・用途についての質問があり、当局の説明を受け、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、議第69号別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてであります。児童扶養手当法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正され、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令、附則第3条第7項において父子家庭における調整が行われたことに伴い、別府市条例について改正するとの当局説明があり、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、議第73号、第74号、動産の取得についてであります。消防ポンプ自動車及び化学消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、それぞれ新規購入する旨の当局説明がありました。

委員より、入札に関する意見や化学消防ポンプ自動車の出動状況等の質問があり、当局説明を受け、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

（建設水道委員会副委員長・原田孝司君登壇）

建設水道委員会副委員長（原田孝司君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告させていただきます。

建設水道委員会は、去る9月6日の本会議において付託を受けました議第61号平成22年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分外4件について、9月14日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第61号平成22年度別府市一般会計補正予算（第3号）道路河川課関係部分についてであります。

今回の補正は、地方道路整備事業債の借入限度額が、当初計画より増額された結果、地方道路整備事業債の財源補正を行いたいとの当局説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第63号平成22年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）下水道課関係部分については、当局より、社会資本整備総合交付金の内定に伴い、補助事業の組み替えを行い、さらに、平成21年度決算における剰余金を繰越金として補正したいとの説明がなされました。

また、このほか道路河川課関係部分においても説明がなされましたが、最終的に、議第63号については、いずれも当局説明を適切妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決したものであります。

続いて、議第70号工事請負契約の締結について、及び議第71号工事請負契約の締結についての2議案についてであります。

当局より、平成17年度から取り組んでいる西別府住宅建てかえ事業に伴い、これまで第1期工事においてA棟、B棟を完成させ、さらに第2期工事として温泉棟が完成し、今回、最後の棟であるC棟をC-1棟及びC-2棟の2棟に分け、今年度と来年度の2カ年事業として行いたいとの説明がなされました。

これに対し委員より、一般世帯住宅における将来高齢者住宅について質疑がなされ、当局より、通常は一般世帯住宅として賃貸し、将来、65歳以上の高齢者に対応できるよう建設いたしたいとの説明を了とし、議第70号及び議第71号については、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第66号別府市水道事業会計決算の認定及び平成21年度別府市水道事業剰余金の処分についてであります。

当局より、平成21年度決算内容について、財政状況、業務量及び建設改良事業などの説明がなされ、また、平成21年度決算における当該年度の純利益を法定積立金である減債積立金並びに任意積立金の建設改良積立金に処分いたしたいとの説明がなされました。

これに対し委員より、経営の効率化における職員1人当たりの給水人口及び給水収益、さらに、決算審査意見で述べられている類似団体と比較した収益の状況や職員数などについて質疑がなされ、当局より、昨年12月に今後の水道に関する重点的な政策課題とその課題に対処するための具体的な施策を包括的に示す「別府市地域水道ビジョン」を策定し、地域水道ビジョンに基づき、現在、それらの方策を含めた中期の経営計画を策定中であること、また、「安心・安全・おいしい水の安定的な供給」を図る中において総合的に検討いたしたいとの答弁がなされました。

また、そのほか委員より、純利益における市民への還元や水道施設の耐震化などについて

も、るる質疑がなされ、当局より、経営状況を初めとした施設整備について、それぞれ答弁がなされた次第であります。

最終的に、議第66号については、一部委員より反対との意思表示がなされましたが、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定及び可決すべきものと決した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

（総務文教委員会副委員長・加藤信康君登壇）

総務文教委員会副委員長（加藤信康君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から報告いたします。

総務文教委員会は、去る9月6日の本会議において付託を受けました議第61号平成22年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分外2件について、9月14日に委員会を開会し、審査を行いましたので、その経過と結果について、御報告いたします。

初めに、議第61号平成22年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分についてであります。

まず、情報推進課関係部分については、明礬地区と天間の木ノ根原地区の辺地共聴施設を地上デジタル放送に対応するため、施設改修に伴う事業費の一部を国と本市で補助するとの説明に加え、本市での地上デジタル放送受信施設整備状況についての説明を受けました。

委員からは、そのほかの地上デジタル放送を受信しづらい地区への対応や、経済的理由により視聴できない市民に対しての対応について質疑がありました。これに対し当局から、難視聴地域でのケーブルテレビ接続経費の助成についてや、廃止予定中継局の存続について協議を行っている。また、非課税世帯については、チューナーの無償貸与などについて、九州総合通信局へ働きかけているとの当局説明を受け、これを了とした次第であります。

続きまして、生涯学習課関係部分については、本年の1月13日に発生しました大規模火災により焼失した光町1区町内公民館の再建に伴う補助金及び貸付金を、「町内公民館建設等に係る貸付金、補助金に関する要綱」の規定に基づき行うとの説明や、市立図書館の蔵書整備を目的に寄附をいただいたことによる図書購入について等の当局説明に対し、委員からは、寄附をいただいた方に対して後世に名が残るような記念文庫の設置等について質疑がありました。

これに対して当局からは、寄附をいただいた方の意向も聞きながら、何らかの顕彰を考えていきたいとの説明を受け、これを了いたしました。

次に、スポーツ健康課関係部分については、実相寺サッカー場に加え、野口原総合運動場に冬芝を新たに敷設することにより、市内に冬芝を備えた天然芝グラウンドを2面確保することができ、国内外のプロサッカーチームを初めとするスポーツ競技団体の合宿やキャンプのさらなる誘致が可能になるとの当局説明に対し、委員からは、施設の管理と活用について、それぞれ担当課が異なるため連携がとれていないとの意見や、市民も利用できる天然芝グラウンドの整備について要望がありました。

これに対し当局から、市民スポーツの振興について、市民の意見を聞きながら施設整備や利活用について検討していきたい。また、他の課との連携については、連絡会等を立ち上げながら使用状況の把握に努め、市民の利用と合宿等の誘致など全体のバランスをとっていきたいとの説明を了とした次第であります。

そのほか、本委員会関係部分について当局説明を適切妥当と認め、最終的に議第61号平成22年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分について、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第67号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定については、当局説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決す

べきものと決定いたしました。

最後に、議第72号工事請負契約の締結については、亀川小学校屋内運動場改築工事の工事請負契約の締結についての説明に加え、改築工事の内容について詳細な説明を受けました。

委員からは、小学校は地域住民の活動の場として、PTA活動はもちろんのこと、社会体育活動等にも利用している。改築により駐車場スペースが少なくなるため、小学校周辺の路上駐車を増加を危惧する意見があり、その問題解決について早急に行うよう要望がありましたが、本議案については当局説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案3件に対する審査の経過と結果についての御報告といたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

（観光経済委員会委員長・浜野 弘君登壇）

観光経済委員会委員長（浜野 弘君） 観光経済委員会は、去る9月6日の本会議において付託を受けました議第61号平成22年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分外1件につきまして、9月14日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告を申し上げます。

まず、議第61号平成22年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分について、観光まちづくり課関係部分では、観光客誘致・受け入れに要する経費の追加額として、10月に開催される「おおいたツーリズムサミットIN別府」及び来年1月に開催の「フットボールカンファレンス」について、それぞれの実行委員会負担金を補正計上、また、市民ホールに要する経費の追加額として、ピーコンプラザの施設改修費負担金を補正計上しようとするものとの説明がなされました。

委員より、ピーコンプラザの施設改修について質疑がなされたのに対し、当局から、今回の改修は、大分県と別府市の共有部分である中央監視装置及び電話交換機について、建築後14年が経過することから改修が必要となり、その必要経費のうち別府市負担分を補正計上するものとの答弁がなされました。

次に、温泉課関係部分では、ことし1月の光町・末広町大規模火災により焼失した此花温泉の建設のため、地元自治会から貸付金及び補助金申請の意向を受け、補正予算を計上しようとするもの等の説明がなされました。

委員より、最終的な貸付金額の見込み及び貸付後の返済方法等についての質疑がなされ、当局から、現時点で地元自治会から正式な申請がなされていないため貸付金額は確定していない。

また、返済は無利子で最長15年との答弁がなされました。

次に、農業委員会事務局関係部分では、農業委員会に要する経費の追加額として、農地法等が改正され、農地の利用状況調査等、農業委員会が新たに行わなければならない事業が創設され、国がこれらの事業に対して必要な財政支援を行うことが決定したため、関連経費を補正計上しようとするものとの説明がなされました。

最終的に採決の結果、議第61号平成22年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分は、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第62号平成22年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）については、当局から、平成21年度予算の出納閉鎖に伴い事業収支が確定したことにより、歳入・歳出に関連予算を補正計上するもの、また、債務負担行為の補正として、自動発券機借上料について、全国の競輪場の投票システムを再構築する事業に伴い、当初はすべての投票機器及び専用回線の入替えを予定していましたが、変換器を利用し、既存の投票機器と専用回線の一部継続使用できることが判明したため、再構築の事業規模及び費用が大幅に縮小すること

から、債務負担行為の減額をしようとするもの等の説明がなされました。

これに対し委員から、競輪事業運営は、今回のような機器の入れかえ等、他の競輪場と横並びで経費が決められる印象が強いため、そうした経費についても見直しができないか、ほかの経費についても見直しができないか、チェックを徹底的にするようお願いしたい等の意見がなされました。

最終的に採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

（決算特別委員会委員長・首藤 正君登壇）

決算特別委員会委員長（首藤 正君） 去る9月10日の本会議において設置されました決算特別委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託を受けました議案は、議第75号平成21年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成21年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

9月10日の本会議終了後、委員会を開催し、冒頭、正副委員長の互選を行いました。その結果、私、首藤正が委員長に、松川峰生君が副委員長に選任されましたので、よろしくお願いを申し上げます。

続いて議案の審査に入り、審査の方法並びに日程等について協議をいたしましたが、本件については、その内容が広範多岐にわたるため、今会期中に審査を終了することが困難であるとの観点から、全員異議なく、さらに閉会中も引き続き継続審査とすることに決定をいたしました次第であります。

なお、今回、委員会の機能強化を図るため委員数を増員した経過もございますので、日程及び審査方法については、執行部と調整した上で決定したいと考えております。

以上、当決算特別委員会における審査の概要についての報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。（拍手）

議長（野口哲男君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

（14番・平野文活君登壇）

14番（平野文活君） 日本共産党議員団を代表して、議第66号平成21年度別府市水道事業決算について、反対の討論を行います。

平成21年度の単年度の純利益は約2億9,241万円と、前年度に比べて2億3,000万円余りの減額となりました。しかし、これは朝見浄水場などの大型の建設改良事業が21年度に繰り越されたなどの事情による会計処理上の減額であり、次年度以降の財源となる純利益と減価償却費、資産減耗費の合計は約10億6,600万円と、例年並みの財源が確保されております。

さらに、平成21年度末で約16億8,000万円の内部留保金を持っており、私たち議員団がかねてから指摘してきた別府の水道事業はもうけ過ぎだという状態は、平成21年度決算を見ても変わっておりません。それは、経営財務分析表のどの指標でも、類似団体よりはるかに裕福な経営をしているということにもあらわれております。

私たち議員団は、かねてから水道事業の改革について、三つの提案をしてまいりました。第1は、建設改良事業費を必要最小限に抑えること。第2は、労働生産性向上などの企業努力。第3は、財源対策の見直し。この三つの提案であります。

施設の老朽化は配水管だけでなく、中枢施設である浄水場やポンプ施設なども更新時期を迎え、必要な耐震化を進めるためにも一定の事業費が必要なのは理解できます。しかし、その財源を市民負担で賄うのか、それとも別に財源を求めるのか、ここに政治姿勢の違いが出

てくるのであります。労働生産性をさらに向上させ、また財源対策の見直しを進めるならば、水道料金をもっと引き下げが可能であります。

財源対策について、平成21年度は景気対策としての1年限りの特例で老朽管更新事業などに一定の国庫補助がありました。これは特例ではなく恒常的に、また老朽管だけでなく浄水場やポンプ施設などの中枢施設についても国庫補助を求めるべきであります。

また、もう一つの市独自の財源対策としては、繰り出し基準を厳格に適用すべきであります。

平成21年度だけでも荘園配水池緊急遮断弁、朝見浄水場耐震補強、朝見配水池耐震補強など、約8,596万円の事業費がこの基準に該当しておりますが、一般会計からの繰り入れは行われませんでした。繰り出し基準とは、料金に転嫁して市民に負担させるのは適切でない事業であり、したがって、一般会計が負担すべきであり、この一部は国が地方交付税を措置するというものであります。

別府市は、なぜこの国の制度を活用しないのでしょうか。21年度決算についても、別府市は出すべきお金を出さないで、必要な財源は市民に負担させる、この考え方は変わっておらず、このような決算を認定することはできないということを申し上げまして、反対討論を終わります。（拍手）

（26番・泉 武弘君登壇）

26番（泉 武弘君） 私は、議第66号平成21年度別府市水道事業決算の認定に反対し、その討論を行います。

監査委員は、審査総括で次のように意見を付しています。職員1人当たりの給水人口、給水量、営業収益は、それぞれ平成20年度類似団体平均と比べ大幅に下回っている状況であり、早急な改善が望まれるところである。

また、平成19年度の決算審査では、次のような意見が述べられています。有収水量の増加が見込まれない状況下での事業運営に当たっては、費用対効果を考慮し、計画的、効率的な事業の執行を行い、有収率のさらなる向上を図るとともに、一方では水道料金の収入確保に努められ、市民サービスを低下させないことを原則に業務量の精査を図り、業務委託の推進及び定員管理適正化などにより経済性を発揮する経営を行い、市民に、より安価で安全で安定した水を提供していただくことを期待する。

平成20年度の審査意見は、次のとおりです。今後の経営見通しについて見ると、節水型機器の普及、飲料水に対する嗜好の変化などで給水収益は過去5年間減少しており、今後も大幅な給水収益の増加が見込めない状況の中で、安全で安定した給水確保のために各種建設改良事業の継続や施設の維持管理、企業債の元利償還など事務事業の合理化・効率化を計画的に推進することにより、市民に、より安全で良質な水を安定供給し、市民生活の向上と福祉の増進に貢献されることを要望すると結んでいます。

監査委員は、19年度、20年度、21年度の審査意見で、いずれにおいても現下の厳しい水道事業を指摘し、経営の改善を求めています。水道局長は、定員の適正化、事務事業の合理化・効率化、業務委託の推進、業務量の精査をどのように進めてきたのでしょうか。

21年度決算では、これまでと同じように労働生産性について厳しい指摘を受けています。

この問題は、これまで何度となく指摘を受けてきたにもかかわらず、一向に改善されていません。水道局長は、監査委員の審査意見をどのように理解し、受けとめているのでしょうか。これでは、水道局長が経営改善に取り組む意思を持っていないと言われても仕方ないのではないのでしょうか。それとも、経営が苦しくなれば、また水道料金を値上げすればよいとも思っているのでしょうか。

市長は、水道事業の経営改善が一向に進まないのに、水道局長に対して全幅の信頼を置いていると表明しました。市長は、水道局長の経営方針や経営結果に対して、どの部分に対し

て全幅の信頼を置いているのでしょうか。私には全く理解できません。

また、水道局長をなぜ水道局以外の外部から選任する必要があるのでしょうか。なぜ水道事業に精通している水道局職員から選任できないのでしょうか。外部から企業管理者を求めることによって、給料月額約60万円や退職金4年間で約600万円が余分に必要となり、経営をさらに圧迫することになるのではないのでしょうか。それにも増して水道局職員の勤労意欲を失うことにつながる懸念はないのでしょうか。すでに現水道事業管理者では経営改革をすることができないことは、十分わかったと思います。改革が進まない責任は、水道事業管理者を選任した市長も同じ責任を負っているわけです。

市長は、水道事業改革に対する議論で、この問題は、行政経営会議で協議していると力説しました。しかし、行政経営会議で議論したとされる会議録の提出を要求していますが、いまだに提出されていないのです。市長の答弁のように、行政経営会議で水道事業について本当に協議したのか、疑問を持つものです。

議長、私が要求した会議録提出の件は、どのように対応したのでしょうか。

さて、議員の皆さん、水道事業決算では毎年厳しい指摘をされていますが、一向に改善されていません。先日開かれた委員会でも、厳しい意見が交わされたとお聞きしています。皆さんは、監査委員から厳しい指摘を受け続けているこのような決算を認めることができますか。また、来年も同じ指摘を受けながら、同じように決算の認定を認めるのですか。議会が率先して水道事業の対策をさせなければ、市長や企業管理者では改革ができないのです。皆さんがこのような指摘を受けた決算を認めれば、議員の皆さんも同じように改革に後ろ向きとの指摘を受けかねません。

これからも、水道事業収入は減少し続けることは間違いありません。そして、水道使用料の値上げにつながるのです。決算認定に対して議員の皆さんの良識と、改革に対する情熱を信じて、討論を終わります。

議長（野口哲男君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第75号平成21年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成21年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、さらに閉会中も引き続き継続審査といたしたいとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員長報告のとおり、さらに閉会中も引き続き継続審査に付することに決しました。

次に、議第66号平成21年度別府市水道事業会計決算の認定及び平成21年度別府市水道事業剰余金の処分についてに対する委員長の報告は、これを認定及び可決すべきものとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（野口哲男君） 起立多数であります。よって、本件は、認定及び可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第61号平成22年度別府市一般会計補正予算（第3号）から、議第65号平成22年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）まで、及び議第67号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定についてから、議第74号動産の取得についてまで、以上13件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

以上13件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、以上13件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第2により、議第76号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、及び議第77号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについての、以上2件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第76号及び議第77号は、本市固定資産評価審査委員会委員として、徳田靖之氏及び永富絹代氏を選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

何とぞ、よろしく願います。

議長（野口哲男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） お諮りいたします。別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第76号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、議第76号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第77号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、議第77号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第3により議第78号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてから、議第81号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてまで、以上4件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第78号から議題81号までの4件は、人権擁護委員として、林道弘氏、安部良子氏、内田淳子氏及び友永良子氏を推薦いたしたいので、人権擁護委員会法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願います。

議長（野口哲男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第78号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、議第78号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第79号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、議第79号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第80号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、議第80号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第81号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、議第81号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第4により、議第82号監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第82号は、本市監査委員に、高森克史氏を選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願います。

議長（野口哲男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第82号監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対

し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、議第82号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第5により、報告第10号地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率についてから、報告第13号市長専決処分についてまで、以上4件の報告が提出されておりますので、一応当局から説明を求めます。

（副市長・友永哲男君登壇）

副市長（友永哲男君） 御報告をいたします。

報告第10号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成21年度決算に基づく健全化判断比率について、報告第11号は、同法第22条第1項の規定により、平成21年度決算に基づく各特別会計の資金不足比率について、それぞれ監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

健全化判断比率については、各比率とも良好な状態にあると認められ、資金不足比率については、各会計はすべて資金不足はないとの監査委員の意見であります。

報告第12号は、別府市南部振興開発株式会社の経営状況説明書類の提出についてであります。

平成21年度は、別府市南部振興開発ビルが営業を開始して22年が経過し、経年劣化が進む中、住宅棟の高架水槽回り配管更新工事及び公共棟の配水管高圧洗浄工事を実施したほか、年次計画に基づく空調設備修繕整備工事等を実施しました。

住宅の貸し室状況につきましては、今期20件の入退去者がありましたが、退去時において内装及び設備の補修や更新をし、きれいな貸し室の提供に心がけた結果、おおむね100%の入居率を維持しております。

平成22年度においては、引き続き事業収支の健全化を図るとともに各棟の修繕や整備を行い、施設の良好な維持管理に努めるとの報告であります。

報告第13号は、市道上における自動車損傷事故の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上、4件について御報告を申し上げます。

議長（野口哲男君） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

以上4件の報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第6により、委員会提出議案第1号ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がん予防ワクチンの定期接種・無料化を求める意見書を上程議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

（厚生消防委員会委員長・萩野忠好君登壇）

厚生消防委員会委員長（萩野忠好君） 委員会提出議案第1号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がん

予防ワクチンの定期接種・無料化を求める意見書

細菌性髄膜炎は、乳幼児に重い後遺症を引き起こし、死亡に至るおそれが高い重篤な感染症で、その原因の75%がヒブ（ヘモフィルスインフルエンザ菌b型）と肺炎球菌によるものである。細菌性髄膜炎は早期診断が困難なこと、耐性菌がふえていること等により治療に

は限界があり、ワクチン接種が効果的であるとされている。

世界保健機関（WHO）もワクチンの定期予防接種を奨励しており、すでに世界各国で導入され、発症率が大幅に減少しているが、日本での認可は、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン（七価ワクチン）及び女性特有のがんである子宮頸がんの予防ワクチンについて、いずれも世界各国よりおこなっている。また、医療機関において各種ワクチン接種が可能となった昨今ではあるが、いまだに任意接種のため、接種に要する受益者負担が高額であり、定期接種化等の対策が求められる。

よって、国及び政府におかれては、乳幼児や女性を守るために、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において検討がなされている、これらのワクチン接種の無料化並びに定期接種化の早期実現を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月17日

別府市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（野口哲男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の委員会提出議案第1号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7により、議員提出議案第16号完全な地上デジタル化放送の実施に向けて円滑な移行策を求める意見書、及び議員提出議案第17号ひとり親家庭医療費助成制度並びに重度心身障害者医療費助成制度の拡充を求める意見書の2件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第16号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（1番・穴井宏二君登壇）

1番（穴井宏二君） 議員提出議案第16号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提出理由の説明にかえさせていただきます。

完全な地上デジタル化放送の実施に向けて円滑な移行策を求める意見書

来年2011年7月24日をもってアナログ放送を終了、完全に地上デジタル放送に移行することが予定されています。総務省の調査では、2010年3月時点で地デジの世帯普及率が83.8%と発表されました。しかしながら、離島を抱える沖縄県や山間部の多い岩手県では、普及率が70%未満となっており、ビルの陰などで電波が届きにくい施設の対策は達成率が約48%となっています。さらに、共同アンテナ改修が必要なマンションなど21

0万施設への対応も約77%にとどまっています。

地上デジタル化まで1年を切り、完全移行までのプロセスが最終段階に入った今、国民生活に直接影響を与える問題だけに、円滑に移行を進めるためには、現在指摘されている諸課題に対して政府を挙げて対応策を打つことが必要です。

一方、現在残存するアナログテレビは推定約3,500万台と言われ、これらは来年7月の地デジ完全移行で大量の“廃棄物”となることから、不法投棄の懸念も指摘されています。不要テレビの処分に関する対策も検討されるべきです。

地デジへの移行、廃棄物の処分については、いずれも特に自治体の取り組みが不可欠であり、政府は自治体の取り組みをサポートすべきです。

よって、政府におかれては、完全地デジ化に向けて移行が円滑に進むよう、以下の取り組みについて必要な予算を確保するとともに、施策の実施を強く要請致します。

記

- 1 離島、山間地域ほか普及率が低い地域に対して地デジ移行の啓発活動を重点的に推進し、デジサポ（総務省テレビ受信者支援センター、現在全国52カ所）の相談窓口をさらにふやすこと。
- 2 地デジに関する個別相談会を自治体でもきめ細かく実施できるよう、予算措置などの支援策を十分に講じること。
- 3 地デジに対応していない集合住宅に対するアンテナ設置や施設内配線の支援策の着実な履行と、ビル陰世帯についても確実な移行策を推進すること。
- 4 大量のアナログテレビが一斉に廃品になるため、懸念されている不法投棄の防止策及び円滑なりサイクル回収を確実に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月17日

別府市議会

内閣総理大臣
総務大臣
環境大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（野口哲男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第16号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第17号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（11番・猿渡久子君登壇）

11番（猿渡久子君） 議員提出議案第17号は、お手元に配付しております意見書を読み

上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

ひとり親家庭医療費助成制度並びに重度心身障害者
医療費助成制度の拡充を求める意見書

ひとり親家庭医療費助成制度並びに重度心身障害者医療費助成制度は、全国すべての都道府県で実施をされているが、現実的には、この助成制度は都道府県と市町村がおのおの負担し実施していることから、住んでいる地域によって利用者のサービス内容（現物給付方式や償還払い方式）に格差が生じている。また、100年に1度と言われる不況の中で、生活困窮家庭がふえている状況を考慮すると、医療費の助成制度は、窓口での支払いを要しない現物給付方式が望ましい。にもかかわらず、国は、この現物給付方式を実施した自治体に対し、国民健康保険に対する国庫支出金の減額措置を行い、さらなる地域間格差を生みだしている。

よって、国民健康保険法第1条に定める目的である「社会保障及び国民保健の向上に寄与する」ためにも、地域間格差の是正及びひとり親家庭や障がい者などに配慮した医療費助成制度の拡充を下記のとおり強く求めるものである。

記

- 1 ひとり親家庭医療費助成制度並びに重度心身障害者医療費助成制度は、窓口での支払いを要しない現物給付方式とする施策を講じること。
- 2 医療費助成制度の現物給付方式を実施した場合にとられる国民健康保険に対する国庫支出金の減額措置を撤廃する等の施策を実施し、医療費助成制度に伴う地域間格差の是正を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月17日

別府市議会

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
大分県知事 殿

何とぞ、議員各位の御賛同を心よりお願いをいたします。（拍手）

議長（野口哲男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第17号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（野口哲男君） 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、日程第8により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。各議員から申し出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、各議員から申し出のとおり、議員派

遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更、または中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。

以上で、議事のすべてを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で平成22年第3回別府市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、以上で平成22年第3回別府市議会定例会を閉会いたします。

午前11時06分 閉会